

新型コロナウイルス感染症に関する 妊娠中の女性労働者の母性健康管理措置について

広島労働局雇用環境・均等室

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導**を受け、それを事業主に申し出た場合、**事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**

本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和4年1月31日**です。

相談・お問い合わせは
広島労働局雇用環境・均等室へ（TEL 082-221-9247）

新しい働き方・休み方が始まっています。

（春季における年次有給休暇取得の促進について）

広島労働局雇用環境・均等室

働き方の新しいスタイル



休暇をとって、春を感じませんか？

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

労働契約法に基づく無期転換ルールについて

有期契約労働者の雇用の安定を図るため、労働契約法により、いわゆる「無期転換ルール」が定められています。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時、労働者の申込みにより、使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。

無期転換を回避するための雇止めがないよう、また、無期転換が円滑に進むよう無期転換後の労働条件の整備をお願いします。

なお、厚生労働省では、無期転換制度の導入促進を支援する「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」を開設し、無期転換ルールの導入手順やポイントなどを紹介しています。広島労働局に設けている「無期転換ルール特別相談窓口」と併せてご活用ください。

広島労働局雇用環境・均等室（特別相談窓口）TEL 082-221-9247